

第 1 4 3 回

横須賀市都市計画審議会

議事録



# 第143回横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 令和3年11月8日(月)  
午後2時00分～午後3時45分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室
- 3 議 題  
令和3年度  
諮問第3号 都市計画道路網の見直し方針の改定について  
諮問第4号 都市計画公園・緑地の見直し方針について  
諮問第8号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設及び  
一般廃棄物処理施設の位置の指定(案)

## 4 出席者

出席委員氏名	事務局員氏名
大方潤一郎 委員長	都市部長 廣川 淨之
佐久間 則夫 委員	都市計画課長 高野 淳一
新倉 郁生 委員	建築指導課長 水津 宏之
加藤 和男 委員(代理:鈴木謙次氏)	都市計画課 主査 佐々木 和久
亀井 貴嗣 委員	都市計画課 主査 井上 恵美
中村 文彦 委員	都市計画課 主任 大橋 加菜
松行 美帆子 委員	都市計画課 担当 井川 明日香
三輪 律江 委員	都市計画課 担当 三浦 大陸
龍崎 智 委員	建築指導課 係長 境 高宏
大貫 次郎 委員	建築指導課 主任 小林 健介
小幡 沙央里 委員	土木計画課長 岩城 光利
永井 真人 委員	土木計画課 主査 宇野澤 浩平
葉山 なおし 委員	土木計画課 主査 宮田 敏郎
二見 英一 委員	土木計画課 担当 一本 和宏
	公園建設課長 飯森 律
以上 14名	公園活用推進担当課長 中村 宏之

公園建設課 主査	横山 和弘
環境管理課長	秋澤 繁
環境管理課 係長	江頭 慶大
廃棄物対策課 係長	杉山 登

以上 20名

(事務局) 高野課長

定刻となりましたので、第143回横須賀市都市計画審議会を開催いたします。

それでは開催にあたり、委員の出席状況をご報告いたします。委員16名中14名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第5条第2項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。平松委員と渡委員は、業務のご都合により欠席でございます。なお、本日の傍聴者はありません。また、交通分野の加藤委員の代理で、鈴木交通課長が出席されておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして事務局の担当職員を紹介させていただきます。

部長の廣川でございます。

(事務局) 廣川部長

よろしくお願いいたします。

(事務局) 高野課長

私は都市計画課長の高野と申します。よろしくお願いいたします。

次に資料を確認させていただきます。資料は次第、名簿、都市計画審議会条例、議案書の4点用意しております。議案書につきましては、あらかじめ皆様に送付させていただいたものと同様のものをご用意しております。資料の不足等なければ、進めさせていただきます。

それでは委員長、会議の進行をお願いいたします。

大方委員長

それでは早速、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2、議事録署名委員の指名でございます。本日は市民委員から佐久間委員、市議会議員委員から永井委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に次第の3、常務委員会の審議結果の報告に入ります。事務局より報告をお願いいたします。

(事務局) 高野課長

それでは、第3回横須賀市都市計画審議会常務委員会の審議結果についてご報告申し上げます。令和3年10月22日に、松行常務委員会委員長ほか委員全員のご出席をいただきご審議いただきました。

諮問案件は、諮問第6号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更(案)及び諮問第7号 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)の2件です。それでは、諮問第6号から内容を説明いたします。

変更の内容ですが、生産緑地地区の面積の変更が5件と区域の縮小が2件となります。青色の部分、箇所番号17、48、95、146、167は、登記の更正が生じたため、面積の変更を行う箇所となります。次に赤色の部分、箇所番号27、53ですが、一部区域が公共施設である道路及び水路の敷地に供されたことにより、区域の縮小を行うものです。

先ほどの7箇所の変更を行った結果についての新旧対照表です。本案件は面積の変更に伴う都市計画変更であり、土地の面積は120平方メートル減少するだけのため、ヘクタール単位での減少はないことから、面積及び箇所数の変更はありません。審議結果は、出席委員全員の賛成をもって、都市計画変更を行うことに異存ない旨の回答をいただきました。

続いて、諮問第7号 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定（案）について説明いたします。

こちらは特定生産緑地への申請状況を表にしており、左の表は令和2年度に都市計画審議会に意見聴取した件数です。令和2年度に都市計画審議会にて意見聴取した際は、平成4年に指定された147箇所のうち、指定希望が109地区、指定しないが3地区、未提出等が35地区、合計147地区となっていました。

右の表は令和3年度の申請状況で、昨年度未提出であった35地区と、昨年度には指定しないとした1地区が今年度に指定希望に変更された件を追加し、指定希望が21地区、指定しないが10地区、未提出が5地区、合計36地区となります。その中で、適切な生産緑地の継続が見込まれる、指定希望の21件と申請未提出の5件のうち、指定希望があり家族の合意待ち等の合理的な未提出の理由がある4件を合わせた25件について、特定生産緑地への指定のご意見を伺いました。こちらも、指定について異存ない旨の回答をいただきました。

以上が常務委員会での審議結果でございます。

大方委員長

ありがとうございました。常務委員会として都市計画変更等することに異存のない旨の回答をいただきましたので、本審議会より市長に答申を行ったものでございます。常務委員の皆様、ご審議お疲れ様でございました。

続きまして次第の4、市長から本会に諮問されました議案の審議に入らせていただきます。

本日ご審議いただく案件は3件でございます。

諮問第3号 都市計画道路網の見直し方針の改定について、継続審議となっているものでございます。諮問第4号 都市計画公園・緑地の見直し方針について、これも継続審議となっているものでございます。諮問第8号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物

処理施設及び一般廃棄物処理施設の位置の指定（案）ということで、これは新規のものでございます。これらの審議を行いたいと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）高野課長

本日の議案に関係する職員が出席しておりますので、代表者をご紹介させていただきます。

土木計画課長の「岩城」でございます。

また、今回も議案ごとに関係職員を入れ替えて行いますので、現在出席してはおりませんが、各議案の前に担当職員が出席いたします。あらかじめご承知おきください。

それでは説明させていただきます。

（事務局）佐々木主査

それでは、都市計画道路網の見直し方針の改定についてご説明いたします。お手元の資料に沿って、前回の都市計画審議会でご審議いただいた基本的な考え方および進め方による、見直し結果について説明いたします。

前回ご審議いただいた振り返りになりますが、見直しにおける基本的な考え方は、平成19年より3か年で行いました、1回目の考え方を踏襲しています。見直しのフローについても、基本的には前回のものを踏襲していますが、検証項目の時点修正や、立地適正化計画の観点を追加、また現道で機能代替できる場合は変更とする選択肢を新たに設定しています。

続いて、フローに基づいて、見直しの進め方について説明いたします。ステップ2では、都市計画道路の持つ機能を（ア）から（キ）の7つに分類し、その機能ごとに22個の指標を定め、点数化による評価を行いました。次に、機能と同様に制約条件についても評価を行い、都市計画道路の機能・制約条件を踏まえ、周辺道路との関係や地域が抱える現状・課題等から、都市計画道路として維持する必要性が高い、必要性が低い、必要性が高く機能代替可能を総合的に判断しました。この総合的判断につきましては、後で説明させていただきます。

次に、ステップ3では、事業実施時期の見込みとルート・構造などに係る課題整理を行いました。ここでは、土木部が本見直しと並行して進めている都市計画道路整備プログラムより、短期、中期の路線・区間を見込みが立つとしています。その後、課題解決に向けた検討を行い、今回の場合は、今後の交通量増加が見込まれる追浜夏島線の検討を行い、幅員を増やす検討をしました。

最後にステップ4では、変更・追加及び廃止と判断された路線・区間について交通量推計を行い、変更及び廃止後に支障がないか検証を行いました。

続いて総合的判断を行った結果について、議案書3ページの一覧表に沿って説明いたしま

す。こちらはフローのステップ2より総合的判断を行い、都市計画道路として維持する必要性及び最終的な見直し結果について、一覧表にしたものです。①都市計画道路の機能については、(ア)から(キ)の項目に基づき点数化し、都市計画道路としての機能を相対的に評価しました。②都市計画道路の制約条件については、(ク)から(サ)の項目で、該当する条件を記載しています。③総合的な判断については、これらの評価を踏まえ、周辺道路との関係や地域が抱える現状・課題等から都市計画道路として維持する必要性を判断しています。その結果、最終的に変更が3路線、廃止が1路線抽出されました。

次に、抽出された変更及び廃止候補路線について、議案書4ページの図に沿ってご説明します。まず追浜夏島線ですが、課題として現状ですでに朝と夕方に渋滞が発生しています。さらに追浜駅前再開発事業や、延伸が計画されている国道357号に接続しており、将来的な交通需要も高いため4車線化の整備が望ましく、幅員を増やす変更としています。三軒家鴨居線は、将来交通量推計も大幅に減少しており、都市計画道路としての機能の評価も低く、現道以上に整備する必要性も低いことから廃止としました。なお、画面にあるようにすでに現道が整備されており、観光周遊などの観点から今後も横須賀市道として担保していきます。観音崎環状線と浦賀野比線は、機能の評価は高いため都市計画道路としては維持し、現道が都市計画道路の代替機能を備えていることから、線形を現道に合わせる変更としています。こちらは現道に合わせ都市計画変更を行い、全線整備済みとして運用する予定です。なお交通量推計による混雑度は1を大きく下回っており、問題はありません。

最後に、今後の流れについて説明いたします。今回の見直し結果をもとに、12月ごろからパブリックコメントを実施したうえで、年度末に予定している都市計画審議会で、最終的な見直しの結果を報告いたします。その後、都市計画道路網の見直しについて、策定を行い、来年度以降の都市計画変更を目指します。

以上、都市計画道路網の見直し方針の改定についてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

大方委員長

ありがとうございました。それではただいま説明を受けました件について、確認されたい事項等ございましたら、ご発言お願いします。はい、新倉委員。

新倉委員

1つ教えていただきたいのですが、現在計画された路線数は全部で何件でしょうか。議案書5ページの右側、全体が何件あってそのうち何件を実施したのかが分からないので教えてく

ださい。

(事務局) 佐々木主査

はい。今回の対象路線としては、前回と同様43路線、距離としましては157.83キロメートルとなっております。

新倉委員

実施済みの道路は何件くらいなんですか。

(事務局) 佐々木主査

すみません、細かい数字まで今用意していませんでしたが、6割程度は整備済みという現状となっております。

大方委員長

他にいかがでしょうか。はい亀井委員。

亀井委員

再確認なのですが、先ほど写真も出ました追浜夏島線は、4車線化するという形で幅員を広げる話になっていますが、それに伴い、例えばバスターミナルの駅への集約化や、駅に向かって左側の建物の再開発との関係性のイメージがわきにくいので、もう少し詳細にお話していただけますか。どんな形で4車線化をして交通の利便性を高めていくのか。

(事務局) 高野課長

この写真で左側の建物はもう再開発が終わってしまっていて、去年審議していただきました右側の古い建物が、今後再開発される予定となっております。それからこちらの写真を撮っているところは、バスが折り返しをしているところですが、こちらはまちづくり政策課の方で進めている、国の事業であるバスターミナルの計画がございます。国道357号は事業が始まっております、追浜公園のところまでは繋がりますので、国道16号線と357号線をつなぐ道路として今後交通量が増えると予想されるため、幅員を広げる変更を行います。

亀井委員

例えばどのぐらいセットバックするのか、バスターミナルにより駅の方に全部集約化して幅員がどれだけ広がるのかとか、そういった具体的などはどうでしょうか。

(事務局) 岩城課長

土木計画課です。議案書4ページの①に記載されている変更箇所区間ですが、この区間は現在の幅員が18メートルとなっております。その先の夏島側は現在幅員が25メートルあり、4車線化されております。その4車線化されている幅員に合わせるように18メートルから25メー

トルにするのかは定かではありませんが、4車線化するという形になろうかと思います。写真にありますように正面から見た位置で言いますと、左側に幅員を広げて4車線化するという考えを持っております。左側の下は広い歩道があり、上にペDESTリアンデッキがかかっております。この広い歩道の部分を一部車道として4車線化するような形を考えております。

大方委員長

よろしいですか。今回見直しがありまして、拡幅の方向ということで県に答申するということだと思っておりますので、具体的にどういう道路にするかはまた改めていろいろ精査した上で、おそらく都市計画審議会にもかかってくるということにはなろうと思っておりますが、そういうことですよね。

(事務局) 高野課長

はい、委員長おっしゃる通りでございます。

大方委員長

よろしいでしょうか。はい、中村委員。

中村委員

同じく議案書4ページのところで確認です。特に観音崎環状線、浦賀野比線などがそうなのですが、現道が代替機能ありという言葉の意味は、車の流れについて代替機能ありという意味だと思うのですが、歩道に関しては両側にありとなっており、この地区の詳細まで正確には思い浮かべられないのですが、代替機能があると言われると逆に不安になってしまうので、必要な安全やその他のことを考えて、十分なものがあるから歩道は大丈夫という意味なのか、或いは、大方委員長おっしゃったように、この後決まっていく中で、歩道の利用も決めていくということでその時には、やはり地域のことはきちんと配慮するという意味で理解すればいいのか、補足をしていただきたく思いました。以上です。

(事務局) 高野課長

変更しようとしている箇所につきましては、歩道は満たされていると確認しております。あと中村委員がおっしゃった通り、この箇所以外のところでも少し歩道が狭い箇所もありますので、全部が同じ幅員というのはなかなか難しいですが、今後補修等の事業を通じて、歩行者について考えられるような形を取れるかなと思っております。

中村委員

前回担当していた自分にも責任はありますが、どうしても車中心の書き方になっており、書き方としても今後、都市計画道路は車だけのためのものではないと思いますので、配慮いた

できればという意見を申し上げておきます。以上です。

大方委員長

私からも補足させていただきます。この件、最後の方でご提案申し上げようと思ったのですが、この議案書3ページに、道路が全部一覧で出ておりますけれども、このうち変更となるものや廃止となるもの、私もつい先日一通り現地をよく見て参りました。

概ね事務局がおっしゃる通りですけれども、1つ、4ページで言うと④の浦賀野比線。ごく一部、歩道がかなり狭かったり段差がきついところが現実にございます。これから電動のスクーター型の車椅子、或いはシニアカーを押して歩かれるご老人などが相当増えてくるだろうというときに、あれでは歩きにくいだけではなくて、狭いところを無理に通りますと転落したりして非常に命に関わる問題もあると見受けられました。ただ、道路幅員自体は現状のままでも何とかなるだろうと思いますので、都市計画道路を現道の幅員に合わせて線形を直すということは、問題ないだろうと思います。また都市計画道路の指定でございますので、横断面の詳細までは特に書いていませんので、この道路に限らず横須賀市内の歩道の状況をよく精査されて、バリアフリー化をどんどん進めていただきたいなと思っておりまして、それは今回の都市計画決定と直接関係はしないことなので、この審議会の議事録に要望として残したらどうかと考えております。

もちろん横断面まで都市計画決定するということもあり得るのですが、それはこの段階では到底無理だと思いますので、かつては車さえ流れればよいということで都市計画道路を作っ

て参りましたが、今はむしろ安全に歩ける歩道や自転車道など、それをつくるために必要であれば拡幅を行い、拡幅が必要でなければ横断面を直すというのが、これから最も重要な道路政策だろうと思っておりますので、このことはぜひ記録に残していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(事務局) 岩城課長

実際に歩道幅員が狭く歩きづらい場所というのはどちらかというと、街路樹が植わっている等でさらに幅員が狭くなっている場所が多いと思われま

すので、そういうところの見直しやバリアフリー化されてない段差が多いところは、局所的ですが直していくということで対応はしております。

大方委員長

ぜひ進めていただきたいと思

います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今の要望を記録に残していただきまして、この見直し方針自体については特にご

意見等ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

ありがとうございました。それでは異議ないと認め、次の審議会に向け事務局で検討を進めていただきたいと思います。

では次に諮問第4号について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 高野課長

それでは、議案に関係する職員をご紹介します。

公園建設課長の飯森でございます。

公園活用推進担当課長の中村でございます。では説明させていただきます。

(事務局) 井上主査

諮問第4号 都市計画公園・緑地の見直し方針について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

議案書6ページ左側にある、目次をご覧ください。

本案件は、前回第1章から第3章までについてご意見をいただきましたので、今回は第4章の検証結果からご説明させていただきます。

議案書8ページの検証の手順をご覧ください。前回お示しした検証の手順は、ステップ1からステップ5までありますが、前回審議会でも全公園・緑地、204か所の中から検証対象の選定までを行っておりますので、対象とした公園・緑地に絞って検証結果をご説明いたします。

議案書9ページの検証結果一覧をご覧ください。今回検証対象とした公園・緑地には、大きく分けて2種類あります。1から4番の4公園は全面及び一部が長期未着手の公園で、5から9番の4公園・1緑地は、都市計画公園区域内に小規模な区域の民有地を含んでいることが分かった公園・緑地です。前回審議会では、検証対象を11か所としてご説明させていただきましたが、そのうち愛宕山公園と馬堀自然教育園の2か所は、現地確認を行ったところ、都市計画公園区域と開設区域が同じであることが判明しましたので、検証対象から除外しました。

では、ステップ2の必要性についてですが、必要性の欄の一番右側にあるように、結果はすべてが必要ありとなっておりますが、これは基本的な考え方でもご説明させていただいた、4つの公園機能ごとの確認を経た上での結果となっております。議案書の表中のみの記載となりますが、公園ごとに見ると、No.1 稲岡公園からNo.3 長坂公園までの3公園は、洪水・土砂流出防止の効果を除いてすべての公園機能を担う公園であるため、計画の必要性があるという判断をしています。No.4 第2臨海公園は、防災とレクリエーションの面で機能が発揮できないと判断

していますが、環境保全、景観の面では機能が発揮されるため、計画の必要性があるという判断をしています。No.5 港町公園からNo.9 光の丘水辺緑地は、開設済みで概ねの公園機能が発揮されていることから、必要があると判断しています。

次のステップ3以降は、個別に現地の状況と合わせてご説明します。議案書10ページをご覧ください。稲岡公園です。街区公園で稲岡町地内、米軍基地内に計画されている公園です。米軍基地返還の予定は未定で、米軍基地内に唯一計画されている都市計画公園ですが、基地内の土地利用計画はないことからステップ3、実現性の判断ができない状況です。また、米軍基地内のため実質建築制限がありませんので、存続が望ましいと判断しました。

議案書11ページ、山崎公園です。街区公園で三春町6丁目地内、市立山崎小学校敷地に計画されている公園です。学校施設3棟すべてが築40年以上経過し、校舎の老朽化が進んでいるだけでなく、全市的な市立小中学校の建て替えのあり方検討を予定しており、今後の計画次第ではありますが、ステップ3より実現性はあると判断しました。また、周辺地域には住宅地が広がっていることから、ステップ4、代替性はないと判断しました。市立小中学校の配置計画や建て替え計画次第で当該公園の計画変更の可能性もありますが、当該地域の20年後の人口増減を見ても、市全体として減少傾向にある中で、現状維持から微減予想となっているため、現段階では地域に必要な公園として存続が望ましいと判断しました。

議案書12ページ、長坂公園です。街区公園で長坂字堀越地内、市立荻野小学校の北側に計画されている公園です。計画面積0.71ヘクタールのうち0.45ヘクタールは整備済みです。当該公園は市街化調整区域内に位置しており、既存の住宅はありませんが、民有地であることからステップ3実現性は乏しいと判断しました。また、整備済区域との連続性を考えると代替先はないため、ステップ4、代替性はないと判断しました。整備済区域だけで一定程度の公園機能は確保されていますが、荻野小学校区内に同等の公園がないことから、当該公園に期待される公園機能を十分に発揮させるためには存続が望ましいと判断しました。

議案書13ページ、第2臨海公園です。近隣公園で西逸見町1丁目地内に計画されている公園です。議案書左上の標高マップの等高線からもわかるように、計画区域のほとんどが斜面地です。また、計画区域に平場が少ないだけでなく公園への出入りが1か所しか確保できない状況です。さらに、議案書左下、都市計画公園と都市計画道路の配置からもわかるように都市計画道路、本町山中線により計画地は周辺住宅地から分断されているため、仮に整備されたとしても利用者がアクセスしづらい公園となってしまいます。先ほど、ステップ2、必要性はあるとご説明しましたが、計画当初の利用が見込めないため、ステップ3実現性は「乏し

い」と判断しました。また、周辺地域は谷戸地形であり代替先となる広場はないため、ステップ4、代替性はないと判断しました。しかし、当該地は斜面緑地であることから都市計画公園の区域を存続させることにより、環境保全機能と景観機能の保全を目的とした存続が望ましいと判断しました。

議案書14ページ、港町公園から緑地10号、光の丘水辺緑地です。この4公園1緑地は、議案書右側、6から10検証結果にもあるように、長期未整備の背景は、半世紀以上前に整備されたもしくは事業が進む中で計画区域と整備・管理区域に差異が生じてしまったことによるものです。いずれの公園・緑地も開設済みであり、公園機能が既に十分に発揮されていることから、ステップ3実現性はないと判断しました。また、管理面積が都市計画面積よりも大きいことから管理区域のうち都市計画区域外となっている部分を代替地とできるためステップ4、代替性はあると判断しました。よって、いずれの公園等も付け替えを行う変更が望ましいと判断しました。

港町公園から現地の様子を確認すると、赤枠部分は私有地ですが、青塗りの付け替え予定先は写真奥のこの部分です。図面上は付け替え先が飛び地となっていますが、間の土地が市道となっているためであり、現地は一体的な空間となっています。根岸第4公園は、区画整理が計画されていた昭和40年に決定された公園ですが、計画区域は土地区画整理事業前に計画された区域で、まちづくりが進む中で現在の形状となりました。北側の未整備区域は、現在、公園北側にある集合住宅の入り口になっていますが、未整備区域以上に広い面積で、かつ公園としても利用しやすい四角い広場が整備されています。諏訪公園は、諏訪神社の社叢林が公園として親しまれています。未整備区域は、平面図上ではわかりづらいのですが、崖下に位置しており、管理区域と分断されているため、仮に整備されたとしても一体的な利用が難しい土地です。佐島の丘公園は、佐島の丘を開発する中で計画区域と整備区域に差異が生じた公園です。当該地は佐島の丘地区地区計画区域でもあります。地区計画区域界は未整備区域ではなく、付け替え予定先の管理区域を含む形となっていますので、地区計画区域に合わせる形での変更が望ましいと判断しました。光の丘水辺緑地は、光の丘を開発する中で計画区域と整備区域に差異が生じた緑地です。未整備区域は現在、畑地として利用されており、光の丘水辺緑地の樹林地と分断した土地です。また、この緑地も未整備区域以上に広い面積が管理区域となっていることから変更が望ましいと判断しました。以上が検証結果になります。

最後に今後の進め方ですが、本日、見直し方針案についてご審議いただいたのち、パブリック・コメント手続を行い、その結果を本審議会でご報告させていただき、策定、公表を予定

しています。また、必要に応じて順次都市計画変更の手続きを進める予定です。

以上、諮問第4号都市計画公園・緑地の見直し方針案についての説明です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

大方委員長

ありがとうございました。それではただいまの件でご質問やご意見ございますでしょうか。はいどうぞ、松行委員。

松行委員

ご説明ありがとうございます。稲岡公園についてお伺いします。こちらは米軍の基地の中にあるということなのですが、この土地が返ってくる見込みはどれくらいあるものかなど疑問に思っていて、横須賀市において米軍基地の返還というのが大体どれくらいあるのかというのをまず教えていただきたいということと、地図を見ますとこの地域はあまり公園がないような地域に見えるのですが、それであればここはもう諦めて、この地区の中で街区公園を新しく作るというのも現実的ではないかなと思うのですが、そういった方向性というのは全くないのでしょうか。その2点について教えてください。

(事務局) 中村担当課長

米軍基地から返還される見込みがあるのかといったところについては、市としてすぐに予想が立てられるものを持ってはいないのですが、一方で返還を望む声は市民含めてございます。そういった中で、まず一つこの区域につきましては、例えば民間事業者等への影響がそもそもこの見直しというものを始めたきっかけとなっているわけですが、そういったところに対するというより、市の姿勢として返還された時を考えて区域を存続させていただいているというところでございます。

二つ目のご意見につきましては、委員おっしゃるようにこの本町地区は現在、昼間の人口が非常に多く、諏訪公園や市役所前公園だとか、そういうところが公園や緑地としてあるわけで、十分にあるかというところではあるのですが、こうした点につきましては公園という形もそうなのですが、例えば再開発等で公共空地を入れるような工夫だとか、或いは事業者と一緒に緑の空間を確保するといったような取り組みを進めながら、財政状況もありますけれども、すぐに何かこの公園を整備するというところまでは、現状予定としてはないところでございます。以上です。

大方委員長

ちなみに一つ確認ですが、この米軍基地内の公園だと都市計画決定されていても、いわゆ

る建築制限はかからないということでしょうか。

(事務局) 高野課長

はい。おっしゃる通りでございます。

大方委員長

わかりました。なおかつここには一般市民は入れないということですね。ただ、もともとそこは谷戸地であって、ある時期に公園として指定されたという歴史的経緯があるということですよ。わかりました。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

三輪委員

ご説明ありがとうございました。2点ご質問があります。まず13ページの第2臨海公園なのですが、このまま存続させるというのは結構かと思っておりますが、一方で近隣公園という種別で進んでいてこのまま存続するのであれば、実用的なところでいうと住民の方々が移動できないとか、使い方の見込みが少し近隣公園とは変わってくるのであれば、緑地として保全していく先の特殊公園だったりとか、別の方法もあるのではないかと思います。その辺のご検討の余地があるのかということも含め、まず1点目です。

あとは14ページ以降の付け替えの部分ですが、おおよそ実情に沿っていくということなので特に異論はないのですが、例えば8番の諏訪公園や10番の光の丘水辺緑地は少し特殊で、諏訪公園ですと崖下の部分が公園から切り離れた後はどうなるのかなというのが不安になって、ここの部分がどういうふうにつけ替えた後、マネジメントや管理の方はどういう形になっていくのでしょうか。

(事務局) 中村担当課長

第二臨海公園につきましては、現状その下が陸上自衛隊の総監部があるところでございますけれども、この良好な港ということで、軍港ができた中にまさにある背景の地形でして、現状ものり面下の方は、防衛省の方で斜面保護をしているような、とても人が立ち入れるようなところではございません。議案書にも書いておりますが、今後方向性としてはこういった街区における貴重な緑地であって、環境保全機能や景観機能という、特に横須賀の東側にこういう地形が多いのですが、そこに残された街区の端にある貴重な緑地として保全するような方向で存続させていきたいと思っております。

諏訪公園につきましては、この写真下の部分が活用するスペースではないといったところとして、その他薄い黄緑色に塗られているところが一部遊具広場とかもあるのですが、そ

った部分に区域を付け替えているという状況です。

三輪委員

それは分かるのですが、逆にこの三角形の部分は狭そうな道なので、上側で使うというよりは下側で公園的に使うような可能性はあるのかなと思ったので、ここがどうなるかということをお聞きしたいです。敷地内であれば、むしろ公園として上と下で別々でというのもあり得るのかなと思ったのでお伺いしました。

(事務局) 中村担当課長

現状は、今回の見直しをして初めて気づいた点もあります。目の前が確か地域のゴミ集積場のような使われ方にもなっています。

大方委員長

ここは私有地ですか。

(事務局) 中村担当課長

私有地です。

大方委員長

道路ではないんですね。先ほどの道路網のときもそうでしたが、まずは見直しをするという方向性を出すということで、最終的に区域をどうするかというような話はまた都市計画審議会にかかってくるということですから、外れていくところについては、またそのときにも議論することができると思いますので、むしろこれから外すところをどうするかを含めて、事務局の方でご検討いただけるという理解でよろしいですね。ですのでご意見として頂戴したということで、ありがとうございます。

それから、10番のほうも何かよろしいですか。

三輪委員

10番も同じ趣旨です。今後計画が出てきたときに例えばこういう畑つきの菜園を抱えた緑地公園なども可能性としてはあると思いましたので、緑地の内容についてお伺いしたのですが、大方先生がおっしゃった通り、今後出てくるということで了解しました。

大方委員長

あと、先ほどの第2臨海公園は、自衛隊基地の横の急斜面のところなので、確かに人が入るようなところではなく、近隣公園という名前が少しミスリーディングかなとは思いますが、一方で本来であれば特別緑地保全地区等がふさわしそうですが、国有地というのはやはり外さないといけないようになかなか難しいところではありますが、公園として残しておくというこ

とでそれなりに最後の一線は守れると思いますので、よろしいのではないかと思います、折を見て、何か新しい緑地保全の制度でもできたときにはまた、いわゆる入って楽しむ公園というのではない緑地等に切り替えるようなことも検討していいのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの諮問第4号につきまして、都市計画公園・緑地の見直し方針について、異議ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

ありがとうございました。異議ないと認め、次の審議会において事務局で検討を進めてください。

それでは次に、諮問第8号について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 高野課長

議案に係る職員をご紹介します。建築指導課長の水津でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

(事務局) 境係長

それでは、諮問第8号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の位置の指定について、ご説明いたします。

許可概要の説明になります。申請者は、株式会社TBMの代表取締役CEO、山崎敦義、申請場所は横須賀市神明町58番9、用途地域は工業地域になります。対象施設としては、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設に該当します。主要用途は、一般廃棄物及び産業廃棄物の廃プラスチック類等の選別、洗浄および破碎処理を行う工場になります。

まず、対象施設に関する建築基準法上の位置付けを確認します。建築基準法第51条は、画面の通りに規定されており、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない、とされております。そのうえで、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会及び、当該市町村の都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」とただし書きの規定があります。そのため、政令で定める処理施設で、都市計画で敷地の位置が決定していないものは、法第51条ただし書の許可が必要となっております。

今回申請の計画は、民間事業者による個別事業であるため、恒久的な性格を有するものとは考えられないことから、都市計画決定の対象とはならないと、都市計画上判断されております。

次に、政令で定める位置の制限を受ける処理施設について説明します。建築基準法施行令第130条の2の2には、法第51条の対象となる処理施設が規定されており、「廃棄物処理法施行令第5条第1項のごみ処理施設」と「廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設」が対象となっており、廃棄物処理法施行令ではそれぞれ「一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設」「廃プラスチック類の破碎施設であって、一日あたりの処理能力が5トンを超えるもの」と規定されております。

ここで、今回の申請の事業計画の内容を確認します。今回計画の事業は企業や消費者等から回収した一般廃棄物や産業廃棄物である廃プラスチック類を、当該計画工場にて分別・洗浄、破碎処理し、再生利用可能なペレットに加工して、各製造工場等へ出荷することで、プラスチック類の再利用に繋げる計画になっております。廃棄物は、工場からの廃棄物の他、企業の事務所や商業施設から出されたごみ及び各家庭からのごみのうち、プラスチック類に分別されたものを、回収する計画となっております。このため、扱う廃プラスチック類は産業廃棄物・一般廃棄物の明確な区別はなく、どちらの廃棄物の数量制限も固定する計画ではないため、今回の申請は「産業廃棄物処理施設」及び「一般廃棄物処理施設」として、計画されています。当該工場における、廃プラスチック類の破碎処理能力は、「一日当たり120トン」であり、先ほどの廃棄物処理法施行令の基準である、「一日当たり5トン」、建築基準法施行令の「一日あたり6トン」を大きく上回ることから、今回計画された廃棄物処理工場は、建築基準法第51条ただし書きの許可手続きが必要となります。特定行政庁が許可をするにあたり、産業廃棄物処理施設としての内容については、後日神奈川県都市計画審議会の議を経る予定となっておりますが、その前に、一般廃棄物処理施設の内容について、本市都市計画審議会の議を経るために、諮問するものです。

ここから、申請敷地について説明します。今回の申請敷地は、本市南東部の横須賀市神明町58番9であり、図の通り京急久里浜駅の南に位置しています。

周辺の航空写真になります。赤枠が申請敷地の位置であり、北側約1キロメートルほどのところに、京急久里浜駅、JR久里浜駅があります。申請敷地は横須賀市道6525号に接しており、当該市道を北に進むと、都市計画道路の久里浜田浦線に繋がります。近くには、国道134号があります。

周辺の用途地域図になります。申請敷地は市道6525号に接する赤塗りの区画になり、用途地域は工業地域であることが確認できます。

申請敷地周辺の写真になります。写真の通り、周辺には住宅等の建ち並びはなく、緑地と

工場に囲まれた敷地であることが確認できます。

申請敷地は片側1車線の横須賀市道に接しています。道路は北側から南側へ上り勾配がついており、敷地とは高低差があります。

申請敷地の配置計画図になります。敷地内には、工場棟と倉庫・事務所棟の2棟が建ち並ぶ計画となっております。敷地内には高低差があり、工場棟の地盤に対して倉庫・事務所棟の地盤が3メートル程下がっているため、倉庫・事務所棟の2階レベルが、工場棟の1階レベルとなるよう計画されています。また、敷地内の高低差により、敷地への出入口は2か所計画されています。

敷地内での搬入・加工・搬出までの大まかな流れを説明します。まず、図面上左側の出入口から搬入車両が進入し、廃棄物を工場棟に受け入れます。工場棟内で、受け入れた廃棄物を、分別、洗浄、破碎、加工して再生可能なペレットの製造及び廃プラスチック以外の残渣をまとめ、工場棟から倉庫・事務所棟へ移設して保管します。最後は図面右側、敷地北側の出入口から搬出車両を受入れ、倉庫から製品及び残渣を搬出する計画となっております。

工場棟内部の過程を説明します。まず、外部から受け入れた廃棄物は、検品を受け原料置場に保管されます。保管された廃棄物については、乾式識別ラインに回され、そこで分別・破碎処理され、硬質プラスチックや軟質プラスチック等に分別されます。分別されたプラスチック類は破碎・粉碎、洗浄・脱水ラインに回され、そこで種別ごとに洗浄・破碎処理を行います。処理された材料は、押出機にまわされ、それぞれの原材料に合わせた機械で再生可能なペレットとして、加工されます。各ラインの合計破碎処理能力は1時間あたり5トン、24時間工場を稼働する予定ですので、1日あたり120トン进行处理する計画です。

倉庫・事務所棟の1階、2階平面図になります。工場棟で製造したペレットは、2階の倉庫部分で受け入れ、1階から搬出されます。

ここからは、今回の計画施設における周辺への生活環境影響調査の結果について説明します。まずは、騒音と振動についてです。表に記載されている、工場棟内の各機器類から発せられる、騒音・振動の数値から、各方位の敷地境界線上の騒音・振動の数値を算出し、検討しました。図面上の数値は、各機器の設置計画位置、青枠の位置は騒音、赤枠の位置は振動の、それぞれの検討箇所となります。現地調査の結果と、各機器から生じる騒音・振動の数値の結果を合わせた数値のうち、各地点で最大の数値が、表の通りとなります。騒音・振動とも、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定されている、工業地域内の数値は超えていないことを確認しています。

続きまして、工場内での作業過程で発生する汚水と悪臭の処理について説明します。回収した廃棄物の分別・洗浄作業の過程において、食品残渣等が付着したプラスチック類の洗浄において汚水が発生し、廃棄物のうち再利用できない残渣および汚水処理の過程で発生する汚泥からは悪臭が発生する恐れがあります。汚水につきましては、繰り返し工場内で洗浄水として利用するうちに、一定の塩分・糖質濃度を下回らない汚水については、再生処理後に調整槽にて水質確認したうえ、公共下水道に排水する計画となっております。悪臭が発生する恐れがある残渣及び汚泥の処理については、スクラップコンテナに蓋やカバーをすることで密閉状態とし、周囲ににおいが漏れない状態で保管し、外部の委託した処分場へ排出する計画となっております。

次に交通計画について、説明します。今回の計画では、主に東京都、神奈川県内の提携企業等から廃棄物を回収し、工場内で再生可能なペレットに加工したうえで、全国の提携工場及び自社工場へ搬出する計画です。搬出入車両は高速道路を利用する計画のため、一般道の通行は画面上黒線で示す経路の通り、佐原ICを出たあと、県道27号から都市計画道路・久里浜田浦線を通り、敷地北側の交差点から工業地域方面へ右折して、申請敷地までの経路となります。

敷地北側の交差点から申請敷地付近の写真になります。先の説明の通り、当該工場への搬出入車両は、佐原ICがある久里浜方面から、横須賀市道を通り、写真の敷地北側の交差点から申請敷地に向かう計画となっております。写真①のとおり、久里浜方面からの横須賀市道は幹線道路であり、片側2車線で歩道も整備されており、大型車が通行するうえで支障がない道路であることが確認できます。写真②は交差点の状況になりますが、十分な車道幅員があり、大型車が右折するにあたり、問題がないことを軌跡図等で検証し確認しています。この交差点から申請敷地までの市道沿いには住宅等はなく、工場しかないため交通量はそれほど多くないことを確認しており、大型車の通行も問題ないと考えています。

車両台数による交通への影響について、説明します。今回申請の計画において、搬出入の計画車両台数は右側の表の通りで、搬入車両で1日約42台、搬出車両で1日約16台で計画しています。敷地北側の交差点において、現地調査を実施しており調査結果は下側の表の通りとなっております。交差点に流入する車両台数の総計、6725台に対して、従業員の通勤車両も含めた計画の車両総数182台を追加しても、全体として約2.7%の増加にしかならず、周辺への交通への影響は軽微であると考えます。また、これらの交通計画については、所轄である浦賀警察署と協議を行い、了承を得ています。

その他の関係法令の手続きの現状について説明します。廃棄物の処理及び清掃に関する法

律による手続きとして、一般廃棄物処理施設設置等許可申請及び産業廃棄物処理施設設置等許可申請が必要となっております。本市資源循環部廃棄物対策課において、上記申請における事前相談によって、計画内容は確認されています。すでに許可申請はなされており、許可通知は当許可の通知に合わせて行う予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い致します。

大方委員長

ありがとうございました。それではご意見ご質問等ございましたらお願いします。

はい、佐久間委員。

佐久間委員

民間処理施設の運営手続きについて詳しくないので、質問させていただきます。

地元や近隣住民への説明の義務の有無というのはどれぐらいありますでしょうか。また、それに対しての市の関わり方を教えてください。

(事務局) 境係長

近隣住民への処理施設に関する説明の義務ということですが、廃棄物処理及び清掃に関する法律により許可を行うにあたって、市との協議事項というものを定めております。廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱の3条に基づいて、施設設置等の計画者は許可申請に先立ち、関係者周知、計画書を提出する等及び関係者抽出計画に基づく周知の結果を市長に報告するものとされております。法的な意味としてはそういった手続きでございます。

また今回の施設についてですが、申請敷地を所管する久里浜行政センターと相談の上、周辺町内会の会長説明会を実施、開催する予定をしておりましたが、コロナ禍において集まっての説明会は難しく、令和3年8月に町内会長宛に事業計画書の資料等を配付し、質問等について対応しております。

現時点では質問等はございませんが、今後住民から要望があれば、説明会等を行い対応していく予定になっております。

佐久間委員

町内会長に必要事項を配布するというのが、その近隣住民のすべての方の同意を得たというには少し難しいのかなという気は私はしております。例えば東京ナンバーのついた25トンのハイルフ車が24時間通るということで、やはりそういうことは説明書だけで分からないので、意見が出たときのことを考えた市のコミットメントは大切だと思います。例えばこの大型車両の運行計画等はどうなっていますか。

(事務局) 境係長

今回の大型車の搬入搬出に関する時間ですが、工場自体は24時間工業地域内で稼働しているのですが、搬出入の時間帯としては午前8時から午後6時までに限定しておりまして、夜間等には通行することは無い計画になっております。

佐久間委員

議案書20ページの地図が不鮮明なもので、周辺の公共インフラや公共施設についてポイントアウトをお願いします。例えば神明小学校はどこでしょうか。分かりました。明浜小学校はどこでしょうか。はい。市民病院の建設予定地はどこでしょうか。分かりました。

公共施設が無いとは言えないような場所だと思いますが、南部処理工場へのトンネルを搬入計画で使用しなかったというのはいかなる理由でしょうか。

(事務局) 境係長

こちらの南処理工場へのルートも、基本的には敷地から左折で出庫すべきというところで、専用通路を介して出てくるという計画も当初は検討しておりました。ただ、左折で出庫し右折で既設のトンネルを通り国道134号まで出た際に、右折禁止になっているためトラック等が元に戻れない経路であるため断念をしています。またトンネルを介し南処理工場側に向かった際は直角にクランクしている道路形状であり、大型車等の通行に支障がきたすためそちらの検討もやはり難しく、幅員の広い久里浜田浦線を通して搬出を行う計画になっております。

佐久間委員

ご説明ありがとうございます。大体理解できました。計画書1枚では深い部分が伝わってこないような気がしました。また時間帯は指定されているとはいえ、東京ナンバーの25トン車が来ることに對して市民感情に配慮しなければいけないと思うので、市は地元説明に力を入れていただきたいと思っています。以上です。

大方委員長

ご要望として承りました。一つ確認ですが先ほどの説明会の件、これは横須賀市のまちづくり条例の対象にはなりますか。所管が違うかもしれませんが、このぐらいのものなら当然条例の対象かと思いますが、いわゆる本当の都市計画施設でもないのに、51条対象だからといって条例から外れはしないのではないかと思います。

確認申請はこれからですか。

(事務局) 境係長

本施設については、工場としてすでに確認申請は出されておりまして、廃棄物ではない有

廃物を入れながら加工する工場としての申請はされています。今回廃棄物を利用して加工するため、現状としては工場としての確認は出されておりますが、今回51条の許可必要な施設として稼働させたいということで、今回審議会にかけさせていただいているというところです。

近隣住民説明についてですが、本市の特定建築等行為条例の中で近隣説明を行っております。隣接敷地所有者へ計画の説明を行い、特に問題なしとの報告は受けております。

大方委員長

そうするとこれは用途変更で建築確認を出すということですか。

(事務局) 境係長

確認申請上は一旦工場としては出されておりますが、内容が大きく変わることでありますので、用途変更の計画変更等が行われるかとは思いますが、そのあたりは建築主事の判断になるかと思えます。工場から工場という大きな枠組みでは、用途は同じものにはなってきますが、中身の仕組みは51条の許可を要するものとして性質は大きく変わってくると思えます。

大方委員長

その確認を再度出さなければいけない用途変更には当たるのでしょうか。

(事務局) 境係長

新たな確認申請というよりは、計画変更を要する可能性はあると考えています。

大方委員長

その場合はいわゆるまちづくり条例の対象にはなりませんよね。

(事務局) 境係長

新たに性質が変わることに対して、先ほどの特定建築行為条例が該当してくるかどうかは分かりませんが、工場としての周辺住民説明はしています。

大方委員長

普通の工場でしたら分かりますが、今回は佐久間委員のおっしゃるように、25トントラックを含む車両が1日58台搬出入するということに伴って当然市民に大きな影響を与えますから、それだけの変更であれば建築確認が必要なのか、或いは計画変更であれ、まちづくり条例の対象にはなる気がしています。

要するにこれは本来は51条の趣旨からいうと、都市計画決定に準ずる決定だと思います。隣地の方には説明したとのことですが、本来の都市計画決定であれば、当然縦覧をして広い範囲での市民の意見書を求めるもので、今回都市計画決定ではないのでそれは行っていない状態で、我々だけで今日の資料だけで判断していいかということに若干の不安があります。今後ま

ちづくり条例の方でそれなりの手続きがあるということなのか、或いは今日ここで許可をすれば、粛々と建築が進んでいくということなのか。その辺はどうでしょうか。

佐久間委員

委員長の発言の後で大変申し訳ありません。新しくできた横須賀市の処理場の日処分量の予想値が確か360トンで、ここは120トンであり、処理場の3分の1といってもかなりの量ですから、そこを大きくとらえると、この計画書1枚だけの説明では少し足りないのかなと思います。以上です。

大方委員長

住民の意見、感覚がよくわからないので審議会への説明が不足しているような気がします。このような状況で市民からの意見も確認せず結論を出すと、我々が問われることにもなりかねないので、その隣地だけではなくもう少し広い範囲での市民の反応を見てほしいと思います。こういうものが建つということはあまり市民には伝わっていないという理解でよろしいですか。

(事務局) 水津課長

現状、市民の皆さんにはお知らせしており、先ほど話しましたように久里浜行政センター等を通じて周知しているという認識であります。

大方委員長

町内会長等书面でお渡しをしていると思いますが、詳しい情報はどこまで伝わっているのでしょうか。例えば25トントラックを含む車両が58台ということまで伝わった上で、問題ないとの認識なのでしょうか。都市計画決定する案件であれば、相当重い手続きがあり、公聴会等も必要になると思いますので、市民の心配を踏まえた上で支障ないという判断をするかどうかというのが我々の役目なので、一番気になるところです。

この案件は軽微なものであり周りも山の中、工業地域だということで特段影響は小さいと思って良いのかどうか分からないのですが、特に交差点、市道の向かい側は住居系の用途地域ですので、写真で見てもわかるように5階建て6階建ての団地のようなものが建っています。一番気になるのはその住民の方のご意見であり、この審議会で許可したとなつてこの話がもう少し広く伝わったときに、何か反対運動が起きると相当こじれるのではないかとこのことを心配しています。周辺住民とのコミュニケーションをとった上で、もしいろいろと心配事があるならその意見を承って、必要な措置をとるというようなことを踏まえた上で許可をするというのが本来のあり方かなと思います。

(事務局) 水津課長

基本的に周辺が緑地に囲まれていて交通上支障ありませんので、その観点の意向が強かったというのは事実です。近隣の市民等への説明については、所管する久里浜行政センター等々含めて、今後もご意見がないかどうか今一度確認をする形で対処したいと思います。

大方委員長

今後確認するのであれば今日許可は出せないということになりますが、それでもよろしいですか。少し急ぎ過ぎのような気がしますので、局所的には問題ないだろうと思います。

これは一般ごみではなくてプラごみなのでそんなに悪臭は心配ないのかもしれませんが、汚泥も出すとなっているので、要はこの案件の良し悪しではなく、市民の意見が確認できているのかということです。特に都市計画決定の本来の手続きではない簡便な手続きなので、少し難しい案件なのかなと思います。

(事務局) 水津課長

関係資料を調査しますので、少しお待ちください。

大方委員長

一般の都市計画決定に準ずるような説明をされるのが望ましいと思っていますが、特段急ぐ状況であれば、また考えますがいかがでしょうか。

また、アセスメント等の手続きは必要でしょうか。

(事務局) 水津課長

アセスメント手続きはいりません。敷地面積が3ヘクタールを超える、焼却・溶融・焼成施設で一定の処理能力を超える物や、最終処分場が対象です。今回は最終処分場でないということに加え、焼却、溶融、焼成施設に当たらないため対象外です。

大方委員長

廃棄物も扱うが工場だという扱いですね。そうするとますます我々の判断としまして荷が重いです。

(事務局) 廣川部長

誤解を生じているようで恐縮です。本來說明会を市民の皆さんに行う予定で話を進めていたところですがコロナ禍もあり、行政センターで町内会長さんたちと相談をして資料をお配りし、疑問点等があればご質問を個別に対応しようということをやっているということです。それについてどのような具体的な意見があつて、やりとりがあつたのかについて最終的な確認が今できておりませんでした。

また時期が相当前であり、トラブルもなく、報道等で多くの市民の方には知れ渡っている内容ではありますので、こういった工場ができることは市民の皆さんに周知いただいと聞いています。行政センターにもそういった苦情等がきている話は伺っておりません。

大方委員長

大まかな情報が伝わっているのは分かりますが、25トン大型トラックの通行台数を、きちんと市民に伝えた上でのご意見を伺っているか、そこが一番気になるわけです。

いつごろ、だいたいの範囲の皆さんにその資料を配布しましたか。例えば議案書15ページや20ページにあるような資料がついていましたか。

(事務局) 境係長

配布した町内会は、久里浜行政センター管内すべての町内会自治会には配布をしております。配布した時期は令和3年8月に配布をしております。

大方委員長

その際は25トントラックを含む車両が42台搬入する等の情報は伝わっていたのでしょうか。

本来都市計画決定をするのであれば、当然もっと時間がかかるものです。今回は都市計画決定ではありませんが、審議会に何とか書類が間に合ったので、審議を行っている状況ですから、そういう意味では市民の理解も十分ではないと思います。建築物の中身云々というよりも、市民の皆さんの意思を確認するプロセスを踏んでいるかという点で、やや疑義がございます。一般の建築案件であれば良いのですが、これは都市計画に準じる案件ですので、隣接した範囲の意見だけ聞けば良いというものでもないと思います。

継続審議するという含めてご判断いただきたいと思います。

亀井委員

委員長よろしいでしょうか。ぜひ次にしっかりと資料をそろえて審議するか、もしくは久里浜行政センター館長をお呼びして話してもらうのはいかがでしょうか。また伝聞情報をこちらが聞いてもなかなか難しいかと思えます。

大方委員長

情報もやっとそろってきたという時期だと思いますので、これを少し広い範囲の市民に説明をされて、そこの意見を踏まえた上で、もう一度審議会に伺った上で承認としたいと思います。Zoom会議でも構わないので、市民の意見が分かったところで、皆さんお手数ですがまた審議するというところでどうでしょうか。

(事務局) 廣川部長

大変申し訳ありませんでした。事業者も含め、市民の方にどのような説明をして、どのような受け答えがあったのかという確認を行い、また改めてご審議いただきたいと思います。

大方委員長

これは確認ではなく許可する案件なので、市民の意思を確認しないといけないと思います。都市計画施設に準ずる、特に迷惑施設の位置について支障があるかないかを判断する案件なので、市民の感触、感覚、これに対する迷惑の度合い、例えば大型車通行による影響等を聞いてください。通常の都市計画決定の手続きと同様にとまでは言いませんが、ぜひ至急説明会を開いて市民の意見を直接聞いて、その上で市民からの意見と回答に関する資料を作った上で審議をかけていただきたいと思います。

(事務局) 廣川部長

はい、承知しました。

大方委員長

それではこの件、継続審議ということにさせていただきます。

それでは次第の5番目でございます。何か事務局から連絡事項等ございましたらよろしくお願ひします。

(事務局) 高野課長

今後の審議会開催予定です。次回は来年3月とお話をさせていただきましたが、先ほどの案件がございますので、開催日が決まり次第、皆様に通知をさせていただきます。

また議案3号と4号につきましては、12月にパブリックコメントを行いますので、その結果を踏まえて、可能であればこちらも合わせて報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

大方委員長

ありがとうございました。委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは長時間ありがとうございました。また次回よろしくお願ひします。